

名古屋IBD会則

第1条（目的） この会は会員相互の交流をはかり、会員に共通する問題の情報交換を行い、より快適な生活を送るために活動することを目的とする。

第2条（名称） この会の名称を名古屋IBDとする。

第3条（所在地） この会の事務局を Web版は非公開 に置く。

第4条（会員） この会の会員は正会員と賛助会員から構成される。

正会員は炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病）患者とその一家族、医療関係者または団体とし、賛助会員はこの会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体とする。

第5条（役員） この会に次の役員を置き、会の活動を推進する。

代表	1名
副代表	2名
会計	2名
会計監査	2名

その他、必要に応じて担当役員を置く。

第6条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7条（運営） 名古屋IBDは非営利団体で、会員の自主的な運営により推進する。

原則として毎年1～2回の会議を開催し、この会の重要事項を審議する。

第8条（年会費） 年会費はこの会の運営に当てる。会費納入をもって会員とする。

また、会計年度は4月1日～3月31日とする。

正会員（患者一名につき）1,000円／年

賛助会員一口 10,000円／年

第9条（退会） 退会する場合は、その旨を会に連絡する。2年以上の会費未納者は元気になって退会したとみなす。

第10条（規約改正） この規約は会員の過半数の同意を持って改正することができる。

附則1 本会則は2002年11月30日より実施する。

本会則は2015年10月3日より改正実施する。

本会則は2016年4月16日より改正実施する。

本会則は2019年4月6日より改正実施する。

附則2 細則は別に定める。